

(2) 外国語特許請求の範囲は、特許法施行規則様式第31の2の2に従い作成します。

特施規様式第31の2の2（第25条の5関係）

【書類名】外国語特許請求の範囲

〔備考〕

- 1 「外国語特許請求の範囲」は、第24条の3並びに特許法第36条第5項及び第6項に規定するところに従い記載する。
- 2 「【書類名】外国語特許請求の範囲」は、日本語で記載する。
- 3 その他は、様式第29の2の備考と同様とする。

(3) 外国語明細書は、特許法施行規則様式第31の2に従い作成します。

特施規様式第31の2（第25条の5関係）

【書類名】外国語明細書

〔備考〕

- 1 「外国語明細書」は、第24条の2及び特許法第36条第4項に規定するところに従い記載する。
- 2 「【書類名】外国語明細書」は、日本語で記載する。
- 3 その他は、様式第29の備考と同様とする。